

議案第 17 号

守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和 51 年守谷町条例第 15 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第4条第1項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「若しくは」を「、加入者又は」に改め、同条第3項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に」を「規則で」に改め、同項第3号中「7月1日（前前年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に」を「、規則で」に改め、同項第4号中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「規則で定める」に、「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に」を「規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由（議案第 17 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、医療福祉費支給の所得制限に関する規定を規則に委任することにより税制改正等に伴う対応を迅速に行うため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、守谷市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができる者（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により守谷市がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。 (医療福祉費の支給)	(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、守谷市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができる者（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により守谷市がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。 (医療福祉費の支給)

第4条 守谷市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について医療保険各法

の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又はその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 （略）

第4条 守谷市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法

の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 （略）

3 第1項の高額療養費は、医療保険各法

又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4から7まで (略)

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、規則で

定
める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維

3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4から7まで (略)

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維

持する者の前年の所得が1, 000万円以上であるとき
。

(2) (略)

(3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前前年の所得とする。以下同じ。）が、扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で

定める額以上であるとき又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1, 000万円以上であるとき。

(4) 重度障がい者にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める

持する者の前年の所得が1, 000万円以上であるとき
。

(2) (略)

(3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前前年の所得とする。以下同じ。）が、扶養親族等の有無及び数に応じて7月1日（前前年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に定める額以上であるとき又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1, 000万円以上であるとき。

(4) 重度障がい者にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正

額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

- 2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

- 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の

3 (略)	<u>2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例による。</u> 3 (略)
--------------	---